



令和 8 年 6 月 24 日

赤磐市議会議員 佐藤 武文 殿

政治倫理審査会① 審査結果報告書に対する反対意見書

赤磐市議会議員 佐々木 雄司



赤磐市議会議員政治倫理審査会が提出した「調査結果報告書」は、議長や委員長の議事運営に従い「赤磐市議会会議規則」に則り発言した客観的な事実や、憲法で保障されている思想信条の自由及び表現の自由を独自の理屈で歪め、恣意的に倫理審査会を設置したうえ、倫理審査会という公の機関を使用して私の名誉を著しく傷つけるものであり、極めて不当な内容です。よって、私の正当性をここに明らかにいたします。

加えて、倫理審査会や異議を唱える議員・請願者が問題だと指摘する私の発言は、議長や委員長の許可・指示のもと、赤磐市議会会議規則に則り行った発言であり、その行為については私に何ら瑕疵はなく、正当な議会活動です。

さらに、本件審査は私の発言の当否を論ずる以前に、審査手続そのものに重大な瑕疵を抱えており、その結果に正当な拘束力や説得力が生じないものと考えております。

以下、その理由について順を追って明らかにいたします。

本件の倫理違反審査対象には、委員会において私に対し賛否表明および賛否理由の発言を指示した「**光成 良充**」委員長 の指示に従った行為が含まれています。にもかかわらず、その**光成 良光 氏** 自身が本倫理審査会の審査委員として加わり、みずからの指示に基づく行為を「倫理違反」と認定する決定に加わりました。

これは、自らが命じた行為を事後に違反と断じるという、著しく矛盾した行為であり、公正な審査の大前提である「利害関係者の排除」という原則を正面から踏み破るものです。

公正な第三者機関として機能すべき審査会に、審査対象となる指示を与えた当事者が委員として参加すること自体、審査の中立性・公正性を根底から損なうものであり、法的にも倫理的にも許容されません。

審査の公正性が担保されない以上、その審査結果に正当な拘束力は生じず、本報告書は

この一点のみをもってしても、受け入れる根拠を欠くものです。

以上の手続的瑕疵だけでも本件審査の正当性には重大な疑義がありますが、それに加えて、詳しい理由は後述するとおり、審査会が問題とする私の各発言は、議長又は委員長の許可・指示のもとで会議規則に則り行った正当な議会活動であり、私に何ら倫理違反は存在しません。

従いまして、本審査結果ならびに審査会が求める謝罪についても、「その必要はない」と明確にお伝え申し上げます。

■ 1、「個人の感情」を理由に倫理審査会を立ち上げたこと自体が、倫理条例違反に当たります。

後述部分でも申し上げておりますが、議員たる者、自らと異なる意見や政治的見解に接したのであれば、堂々と反対意見を表明すればよく、反論があるのであれば公開の場で反論すれば足ります。それこそが議会制民主主義における本来の姿であり、議員に求められる責務です。

ところが本件では、一部議員は自らの主張を言論や政策論争によって公（市民）に訴えるのではなく、倫理審査会という制度を利用し、その審査結果に権威を持たせることで自らの主張の正当性を補強しようとしていました。さらに、議会内の多数派による数の力を背景として、異なる意見を持つ議員を「倫理違反者」と位置付け、市民に対してあたかも問題のある人物であるかのような印象を与えようとしています。

そもそも、赤磐市議会議員政治倫理条例第2条第3項は、「議員は、本条例の趣旨を理解し、適切な運用に努めなければならない」と定めています。この規定は、政治倫理条例を議員間の政策論争や意見対立、あるいは個人的な感情や好悪を解決するための手段として利用してはならないことを求めているものです。

それにもかかわらず、本件では、客観的な倫理違反行為の有無ではなく、「不快に思った」「傷ついた」という主観的な感情を出発点として倫理審査会の設置が請求されました。

単なる政策上の意見の相違や個人的な感情を理由として、特定の議員を倫理問題化し、倫理審査会の対象とした行為は、条例が求める適切な運用とは到底いえません。むしろ、政治倫理条例を本来の目的から逸脱して利用し、特定の議員への圧力や排除の手段として用いたものであり、制度の武器化・濫用そのものです。

したがって、本件は私の発言が政治倫理条例に違反した事案ではなく、一部議員が条例を本来の趣旨とは異なる目的で利用した事案であると考えます。議会において行うべき言論による議論や反論を放棄し、制度の力によって異論を封じ込めようとする行為は、政治倫理条例の本来の目的を逸脱した制度の濫用であり、議員として果たすべき言論責任から逃避する行為であると言わざるを得ません。

■ 2、すべて議会議事規則に基づく適法な発言であり、審査会は自己矛盾に陥っています。

私の一連の発言は、すべて議会のルールである「赤磐市議会議事規則」ならびに「赤磐市議会委員会条例」に厳格に従って行われた合法的・正当なものです。

(1) 杉野議員に関する発言（会議規則第 58 条の適用）

私の発言は、議決の公平性及び法律上の有効性を確保するため、地方自治法第 117 条（除斥）の適用の有無について、議長に対して公式な確認を求めた議事進行上の発言です。

当時、百条委員会の調査対象（案）となっていた「新拠点整備」に関連する都市計画変更区域内には、杉野議員の親族が所有する土地及び家屋が存在しているとの事実がありました。

そのため、当該案件の審査や議決に際して、地方自治法第 117 条に規定する「直接の利害関係」に該当する可能性があるのではないかとの疑義が生じていました。

そこで私は、議員個人を非難したり、利害関係者であると断定したりする目的ではなく、議会の議決が後に法的瑕疵を指摘されることのないよう、地方自治法第 117 条の適用について議長の見解を確認し、適正な議事進行を求めるために発言したものです。

議会において、除斥事由の有無や法令適用の確認を議長に求めることは、議決の公正性と適法性を担保するための当然の議会活動であり、議員としての責務の一環でもあります。したがって、本件発言は議事運営に関する正当な問題提起であり、特定の

議員を誹謗中傷したり、人格を攻撃したりする趣旨のものではありません。

また、当日の会議において、議事の進行役であり議場秩序の維持権限を有する議長から、私の発言に対する注意、制止、発言取消しの指示その他の措置は一切ありませんでした。このことから、本件発言が会議規則に基づく適法かつ正当な議事進行上の発言であったことは明らかです。杉野議員のお気持ちとしては、色々とおありになるのだろーと思いますが、これは議会会議規則が認める議事進行上の確認になりますので、ご批判に当たらないと考えております。

(2) 労働団体からの請願に関する発言（会議規則第 115 条・116 条の適用）

提出された請願について、その提出団体である日教組に対し請願理由を質疑したところ、日教組の組織内候補である立憲民主党所属の国会議員が、国政の場において既に同趣旨の政策実現に取り組んでいることが請願者自身の説明により明らかとなりました。

これを受けて私が述べた発言は、特定の政党や政治団体を批判することを目的としたものではありません。地方議会には、住民自治の原則を重んじ、自民党支持者、立憲民主党支持者、公明党支持者、日本共産党支持者をはじめ、多様な政治的価値観を持つ市民の意思を公平に代表する責務があります。

そのため、地方議会としては、特定の政党のみの政策実現を後押しするような立場を取るべきではなく、すべての政党や政治的立場に対して平等かつ中立であるべきとの観点から意見を述べたものです。

すなわち、私の発言の趣旨は、「立憲民主党だから反対する」というものではなく、「立憲民主党であっても、自民党であっても、日本共産党であっても、その他いかなる政党であっても、地方議会が特定政党の政策実現を支援するかのような判断を行うべきではない」という公平性・中立性の原則を確認したものにほかなりません。

これは行政の一端を担う地方議会の政治的中立性を維持し、多様な市民の意見を等しく尊重するための正当な意見表明であり、議員としての職責に基づく発言です。

むしろ、特定政党のみを優遇しないという平等性と公平性を重視した発言であって、特定の個人や団体を誹謗中傷したり、不当に批判したりする趣旨の発言ではありません。

また、この発言に対して委員会審査の過程において委員長から注意、制止、発言取消しその他の処分を受けた事実は一切ありません。したがって、本件発言は会議規則及び委員会条例のもとで保障された質疑権及び意見表明権の範囲内で行われた適法かつ正当な議会活動であることは明らかなです。

(3) 審査会側の致命的な論理破綻

私の各発言は、いずれも議長または委員長の許可のもとで行われたものです。

赤磐市議会会議規則第53条は「議員は、議長の許可を得て発言することができる」と定めており、また赤磐市議会委員会条例においても、委員会における発言は委員長の議事整理権のもとに置かれています。すなわち、議長・委員長の許可を経た発言は、その時点で会議規則・委員会条例に適合した行為として手続的に確定するものです。

仮に発言内容に問題があると判断されるのであれば、当該手続きを管理する議長・委員長がその場で発言を制止し、会議規則第65条（発言の取消・訂正）等の規定に基づき適切な措置を講じる職責を負っていました。

ところが、議長・委員長は私の発言のいずれに対しても、注意・制止・取消指示その他の措置を一切行いませんでした。

これは単なる「見逃し」ではなく、会議規則に基づく議事整理権の行使として、当該発言が適法であると判断・確認したことを意味します。

以上の経緯にもかかわらず、審査会が事後的に同一の発言を「倫理違反」と認定することは、次の二重の矛盾を生じさせます。

第一に、議長・委員長が会議規則に基づき適法と判断・確認した発言を、別の機関が事後に否定することは、議会の議事整理権の権威を内部から損なうものです。

第二に、もし審査会の認定が正しいとするならば、適法でない発言を制止しなかった議長・委員長自身が議事整理義務を怠ったことになり、審査会はその職務懈怠をも問題にしなければ整合性が保てません。

審査会がこの点を不問にしているのは、結局のところ「私の発言は当時も適法であ

った」と暗黙に認めているに等しく、みずからの認定と矛盾しています。

適法に行われた議事進行上の発言を、事後的・政治的な理由のみをもって倫理問題へと転換することは、法的安定性の原則にも反します。

議員は会議規則という明確なルールに従って発言しており、後からそのルールの判断を覆されるのであれば、いかなる議員も萎縮せざるを得ず、議会における自由な言論は根本から損なわれ、議員活動ができなくなってしまう。

■ 3、事実の時系列を意図的に無視した、不公正な事実認定です（原田議員の件）

報告書では、私が本会議の討論で「紹介議員のやりたい放題」と発言したことを、事実ではない（虚言）と断定しています。しかし、これは都合のいい部分だけを切り取った極めて作為的な事実の歪曲です。

問題の本質は、原田議員が委員会が終わった後（本人不在の場）に、実施機関の明記もない独自の文書を「ファクトチェック」と称して議会内で配布し、私を一方的に「無知・嘘つき」と誹謗して前言撤回を迫ってきたことにあります。

議会の公平性を著しく損なうペーパー配布という、不当な「原因」を作った原田議員のルール違反はお咎めなしとし、それに対して表の議場で堂々と抗議した私の「結果」だけを罰しようとする審査会の姿勢は、著しく公平性を欠いており、不誠実極まりないものです。

■ 4、議員が住民へ事実を知らせる「説明責任」を真っ向から否定しています（安藤議員の件）

地元（桜が丘）の再開発を求める極めて重要な議案について、地元選出でありながら、反対・後ろ向きな発言と反対の評決をした安藤議員の態度について、「地元の住民の皆様」に正確にお伝えしていく」と発言したことに対し、報告書は「嫌がらせでありハラスメントだ」と断定しています。

しかし、公人である議員が議場でどのような発言をし、どのような政治的態度をとったのかについて、地元の有権者に正確に報告することは、市議会の最高規範である“赤磐市議会基本条例”の第5条で「議会は、全議案についての各議員の賛否など議会活動についての情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする」とうたわれている通り、

議員の最も基本的かつ重要な職責（議会報告）です。

地元の意思に反する態度を取った安藤議員が「住民に知られたら困る」という個人的な思いを持つことは理解できます。誰しも良い評価を得たいものです。しかし議員たるものの、自分の賛否の判断に対して、それが望まない住民からの厳しい評価であっても受け止めるべきです。それにもかかわらず、自分の都合を優先し、議員の本来の職務である住民への報告を「ハラスメント」と呼び、不評を避けるために審査会を利用し、自らを正当化するような考え方は、市民の皆様に対する説明責任の放棄を表し、言語道断といえます。また審査会も、そうした意図を見抜く公平中立の姿勢が必要だったのではないかと遺憾に思います。

■ 5 結論

冒頭に申し上げておりますが、私が議場や委員会で行った発言は、市民の皆様から負託を受けた議員としての職責を果たすための正当な言論活動であり、条例が禁じる嫌がらせや圧力に該当する要素はまったくございません。

本件の本質は、政治倫理の問題などではなく、単なる「意見の対立」や「気に入らない」という感情論を大義名分とし、多数派の政治的圧力を背景に倫理審査という制度を武器化することで、特定の議員の自由な発言や意見表明を萎縮させる結果を招くものです。

このような恣意的で不当な運用がまかり通れば、今後はすべての議員が萎縮し、議会における自由な討論や行政に対する監視・追及機能が十分に果たせなくなります。そして、その影響は最終的に市民の皆様及び、議会が本来果たすべき役割が損なわれることで、市民の利益を著しく害することにつながります。

以上の理由から、私は赤磐市議会議員倫理条例 第4条（8）の「公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないこと」の趣旨に鑑み、作為的な事実誤認と論理破綻に基づいた審査会による調査結果の受け入れは承服しかねることをお伝え申し上げます。

つきましては審査会が求めておられる謝罪などに関しても「その必要はない」と考えております。

最後になりますが、本来、議員間の意見対立や反論は、議場や委員会、あるいは直接の言論闘争によって解決されるべきものです。つまり言いたい事があれば直接相手に言えば良いし、反論があるのならば色々な機会を通じて反論する、それが弁論を仕事とする議会

人としての本旨だと思います。

それを取って公的機関である倫理審査会を利用して排除しようとする一連の動機は、議会政治の根幹を軽視するものであり理解に苦しみます。

このような対立や非難に時間を費やすことよりも、市民生活の向上、地域経済の活性化、子育て支援、防災対策、企業誘致など、市民の未来につながる政策議論に力を注ぐところが、議会の本来の役割ではないでしょうか。多くの市民の皆様もまた、議員同士の対立ではなく、日々の暮らしがより良くなる政策や、将来に希望を持てるまちづくりの議論を期待していच्छゃると思います。

そういうなか、倫理審査会を設置し時間を浪費するやり方は市民感情から見て理解されないことであり、かえって議会の信用失墜になっていると思います。

今後におきまして、公的機関としての責任に耐えうる、事実に基づいた適正な評価と公正な手続の確保を求めるとともに、こうした事案に過度な時間や労力を費やすことなく、市民生活の向上と赤磐市の発展に向けた政策課題に、全力で取り組んでまいります所存であることを、市民の皆さまにお伝え申し上げます。

以上